

第5次男鹿市男女共同参画計画

計画期間：令和8年度～令和12年度

概要版

3つの主要課題

16の基本施策

1 男女共同参画社会に向けた意識づくり

【基本施策】

- 社会制度・慣行の見直しと広報・啓発の推進
- 人権尊重意識の啓発活動
- 学校教育における男女共同参画に関する学習の推進

2 すべての人が生き生きと活躍する地域づくり（女性活躍推進計画関係）

【基本施策】

- 男女の雇用機会均等の普及と労働法規の広報・啓発
- 就労機会や能力開発の支援
- 生涯を通じた心身の健康づくり
- 地域活動における男女共同参画の推進
- 市の方針決定過程への女性の参画の推進
- 相談体制の整備と支援の充実強化
- 家庭における男女共同参画の推進
- 農林水産業における女性活躍の推進

【主な数値目標】

- 市役所男性職員の育児休業（2週間以上）取得率 R12年度まで85%以上
- 市職員のテレワーク実施率 R12年度まで30%
- 子育ての環境や支援への満足度（満足度がやや高い以上） R12年度まで50%以上
- 女性消防団員数 R12年度まで35人
- 女性農業委員数 R12年度まで6人
- 委員会・審議会等における女性委員の割合 R12年度まで40.0%



3 誰もが安心して暮らせるまちづくり（困難女性支援計画関係）

【基本施策】

- 母子・父子家庭等の自立支援
- 生活上の困難を抱える人々の自立支援
- 多様性に対する理解の推進と多文化共生への支援
- 暴力を防止するための啓発活動の推進
- 被害者への支援の推進

【主な数値目標】

- 困難な問題を抱える女性等への支援に関する啓発活動 R12年度まで年15回以上

＜計画策定の趣旨＞

家庭・職場・地域などのあらゆる場において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は依然として存在していると考えられます。

また、少子高齢化の進展、経済・社会情勢の急激な変化や家族形態の多様化など、私たちの生活をめぐる社会経済情勢は今、著しく変化しています。

この社会の変化に柔軟に対応していくためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、家庭で、職場で、学校で、地域で、それぞれの個性と能力を十分に発揮できるような社会づくりが必要です。

そして、様々な場面において問題が複雑化する中において、困難な問題を抱える女性等が自立した暮らしを実現するためには、多岐にわたる分野において支援が必要です。

このような現状を踏まえ、本市においても男女共同参画社会の形成の促進を図るため、本計画を策定するものです。



＜計画の位置づけ＞

➤ **男女共同参画社会基本法**の理念や国・県の計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて計画的な施策展開を市民と共に考え、行動するための計画です。

➤ **女性活躍推進法**に基づく女性に対する支援措置や、職業生活と家庭生活との両立のために必要な環境整備を推進するための計画です。

NEW
➤ **困難女性支援法**に基づき、困難な問題を抱える女性等に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に展開していくための計画です。

本計画の目指す姿

「すべての人が自分らしく活躍でき、みんなにやさしい社会づくり」

男鹿市企画政策課企画広報班

☎0185-24-9122

✉ kikaku@city.oga.akita.jp